

著作権表示

著作権

本会計基準には、国際財務報告基準財団[®]（以下「IFRS 財団」という。）[®]の著作物（無断複写・複製・転載を禁ずる）が含まれている。

公益財団法人財務会計基準機構（以下「FASF」という。）及び企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）による複製及び配布は、IFRS 財団の許可を受けただえで行われるほか、この著作権表示に記載されている制限に従う。FASF 及び IFRS 財団の書面による事前の許可なしには、いかなる形態や手段であれ、複製、情報検索システムへの保存、又は転送を商業目的で行う権利を第三者に認めない。

特に、当ウェブサイトにおける文書を利用する条件として、利用者は、次の事項に同意するものとする。

1. 利用者は、FASF 及び IFRS 財団の書面による事前の許可なしには、修正国際基準（以下「JMIS」という。）のいかなる部分についても、第三者への使用許諾、再許諾、販売、貸与その他の配布を行う権利を有さない。
2. 利用者及びその他のいかなる第三者も、FASF 及び IFRS 財団の書面による事前の許可なしには、紙面又は電子書式のいずれかでの特定の文書の内容、引用又はそれらの組み合わせを、セミナー、コンファレンス、研修又は類似する商業イベントのために複製する権利を有さない。
3. 利用者は、閲覧を行う法域における著作権法制の公正複製条項で認められる範囲を超える複製を行う場合、本著作権表示の第 1 項によって JMIS の使用に関する再許諾を行う場合、あるいは、JMIS を本著作権表示の第 2 項に記載している目的で使用することを意図している場合には、FASF 及び IFRS 財団の承認を得る義務を負う。
4. FASF 及び IFRS 財団はそれぞれ、本著作権表示の第 1 項から第 3 項に従った利用について、追加の利用料を課す権利を有する。
5. いかなる利用者也、本著作権表示の第 1 項から第 3 項のいずれかの条項に違反した場合には、JMIS を利用する権利が直ちに消滅するものとする。
6. 本著作権表示に関しての依頼は、jmis@asb.or.jp (FASF) 又は publications@ifrs.org (IFRS 財団) に連絡されたい。

注意書き

JMIS は、日本企業による適用を目的として、ASBJ が公表するものであり、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が作成又は承認したものではない。IASB、IFRS 財団、ASBJ 及び出版社は、本出版物の内容に依拠して行為を行うか又は行為を控えることにより生じる損失について、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

制限

JMIS は、次の者が使用する場合を除き、日本国外に配布してはならない。

1. 日本企業への投資者及び潜在的な投資者であって JMIS を理解しようとする者
2. 日本国外において法人格を有する、及び/又は、拠点を置く日本の親会社の子会社及び関連会社

以上